

国民生活審議会
第 12 回消費者政策部会・
第 7 回消費者安全に関する検討委員会
合同会議議事録

内閣府国民生活局消費者企画課・消費者安全課

国民生活審議会

第12回消費者政策部会・第7回消費者安全に関する検討委員会合同会議 議事次第

日 時：平成21年1月28日（水） 10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

- 1 開 会
- 2 消費者庁発足に向けて
 - (1) 消費者庁関連法案
 - (2) 消費者庁の機構・定員及び予算
 - (3) 内閣府における先行的取組
- 3 消費者安全に関する検討委員会からの報告
 - (1) 審議経過と今後の進め方について
 - (2) 事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築について
 - (3) リコール促進の取組の強化について
- 4 消費者政策部会の今後の進め方
- 5 その他
- 6 閉 会

第 21 次国民生活審議会消費者政策部会 委員名簿

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	神 田 敏 子	前全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	齋 藤 憲 道	パナソニック株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	前千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人E Cネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	前日本ハム株式会社社外取締役
	原 ま さ 代	佐賀県消費生活センター相談員
	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 巻 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 19 名

第21次国民生活審議会 消費者政策部会
「消費者安全に関する検討委員会」 委員名簿

(敬称略、50音順)

委員長	升田 純	中央大学法科大学院教授
委員	青木 秀子	花王株式会社理事、品質保証本部長
	東 珠実	椋山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大前 和幸	慶応義塾大学医学部教授
	加来 栄一	日本労働組合総連合会総合政策局社会政策局長
	越山 健彦	財団法人製品安全協会業務グループ調査役
	佐藤 正紀	社団法人日本建材住宅設備・産業協会建材事業部長
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	島野 康	独立行政法人国民生活センター理事
	鶴岡 憲一	元読売新聞東京本社編集委員
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	中村 忠史	弁護士
	早川 祥子	前日本ハム株式会社社外取締役
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融ワブズネット代表
	廣瀬 久和	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	古田 一雄	東京大学大学院工学系研究科教授
	御船 美智子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
	向殿 政男	明治大学理工学部教授
	望月 みつ子	静岡県中部県民生活センター所長
	山上 紀美子	社団法人全国消費生活相談員協会専務理事

以上 20名

第 21 次国民生活審議会消費者政策部会 出席者

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	神 田 敏 子	前全国消費者団体連絡会事務局長
	齋 藤 憲 道	パナソニック株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	前千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人E Cネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	前日本ハム株式会社社外取締役
	原 ま さ 代	佐賀県消費生活センター相談員
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 卷 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以 上 15 名

第21次国民生活審議会 消費者政策部会
「消費者安全に関する検討委員会」 出席者

(敬称略、50音順)

委員長	升田	純	中央大学法科大学院教授
委員	青木	秀子	花王株式会社理事、品質保証本部長
	東	珠実	椋山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大前	和幸	慶応義塾大学医学部教授
	加来	栄一	日本労働組合総連合会総合政策局社会政策局長
	越山	健彦	財団法人製品安全協会業務グループ調査役
	佐野	真理子	主婦連合会事務局長
	島野	康	独立行政法人国民生活センター理事
	中川	丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	中村	忠史	弁護士
	早川	祥子	前日本ハム株式会社社外取締役
	原	早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融ワブズネット代表
	古田	一雄	東京大学大学院工学系研究科教授
	向殿	政男	明治大学理工学部教授
	望月	みつ子	静岡県中部県民生活センター所長

以上 15名

(事務局)

野田特命担当大臣、田中国民生活局長、堀田大臣官房審議官、岡田大臣官房審議官、川辺国民生活局消費者企画課長、成田国民生活局企画課長、野村国民生活局消費者安全課長、山田国民生活局消費者安全課企画官、内島国民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、加納国民生活局消費者団体訴訟室長、甘利国民生活局消費者行政推進室長、川口内閣官房一元化準備室内閣参事官

(説明者)

川口内閣官房一元化準備室内閣参事官、川辺国民生活局消費者企画課長

○松本部会長 おはようございます。ただいまより「第12回消費者政策部会・第7回消費者安全に関する検討委員会合同会議」を開催いたします。

皆様におかれましては大変御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の配付資料につきまして確認をお願いいたします。

○川辺消費者企画課長 事務局でございます。おはようございます。

資料の確認をさせていただきます。

配付資料は1から5がございまして、まず資料1「消費者庁関連法案」とございまして、資料1-1、資料1-2、資料1-3でございます。このような形のカラーのページがございます。

資料2でございますが「消費者庁の機構・定員、予算」が資料2-1。その次に、このようなパワーポイントの図が入っているものが資料2-2でございます。

資料3「内閣府における先行的取組」でございます。少し分厚い資料でございますが、このようなA4判の縦のものがございましてでしょうか。

資料4でございますが、これはクリップで留めてありますけれども「消費者安全に関する検討委員会における審議経過と今後の進め方について」。これもかなり分厚いものでございますが、このようなものがございましてでしょうか。

一番最後に資料5。これは1枚の紙でございますけれども「消費者政策部会の今後の進め方」。

あとはお手元に別途、書いてございませんけれども、マルチ商法に関するパンフレットを配付させていただいております。

資料はお手元でございますでしょうか。

○松本部会長 ありがとうございます。

本日は、3つの議題を予定しておりまして、まず消費者庁の発足に向けて。それから、消費者安全に関する検討委員会からの報告、そして、消費者政策部会の今後の進め方についてということでございます。

それでは、まず第1の議題であります消費者庁発足に向けた検討状況について取り上げます。まず、内閣官房消費者行政一元化準備室より、消費者庁関連法案と消費者庁の機構・定員について御説明をいただき、消費者庁予算と内閣府における先行的取組について説明を伺いたいと思います。

○川口内閣参事官 私、内閣官房消費者行政一元化準備室参事官をしております川口でございます。法案について、最初に資料1-1、資料1-2、資料1-3を用いまして御説明し、その後、消費者庁の組織・機構等について、資料2-1を用いまして御説明させていただきたいと思います。

法案でございますが、昨年9月末、現内閣になりましてから国会に提出しておりまして、現在、その後、継続審議として現国会で審議を待っているところでございます。

資料1-1が「消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ」でございますが、時間の関係で省略をいたしまして、資料1-2をお開きいただきたいと思います。

法案は3本ございまして、黄色で書いております<消費者庁設置法案>。これが組織法でございます。消費者庁の任務、所掌事務、消費者政策委員会等について定めております。併せて内閣府設置法を一部改正いたしまして、消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設する規定を整備すると

ということでございます。

<関係法律の整備法案>。ここが国民との関係で重要な影響をもたらすところでございます、ここにつきましては左側の部分の箱で、これは関係省庁からの法律の移管・共管ということでございます。29本の法律につきまして、これは現在、内閣府の持っているものも含めまして法律を移管する。これは消費者庁が自ら執行する役所になる。消費者、あるいは消費生活センターなどから頼りにされる役所にするという考え方でございます。

表示、取引、安全の3分野について所管するというところでございます、景表法、JAS法、食品衛生法などの表示部分。特定商取引法、特定電子メール法、その他、貸金業法以下の業法も、共管ではございますが、所管する。それから、消費生活用製品安全法についても所管するというところでございます。

それから、消費者行政を考えますと、その他、直接所管するもの以外についても、消費者行政につきまして、消費者庁は幅広く、すべてについて権限を持つという考え方でございますが、あらゆる法律は、ある意味では消費者法的な側面があるという見方もあるぐらい、消費者法の概念は大変広がりますので、それについては直接所管するもの以外についての工夫でございますが、それについては各省庁が所管するもの、あるいはどの省庁も所管していない分野があるわけでございます。

これにつきまして、下でございますけれども<消費者安全法案>。これについては消費者安全法の工夫として、まず各省庁が所管するものについては内閣総理大臣から具体的に処分について措置を要求することができるというふうにしております。どんなものがあるかといいますと、いろいろ、エレベーター事故などですと建築基準法などがございまして、薬事法とか、食品衛生法の危害防止命令の部分などがこういうところに当たり、保険業法、銀行業法、その他、いろいろ、各省所管法で消費者庁が所管しない部分でございます。

その他、いろいろ、消費者行政推進会議などで御議論いただきまして、どの省庁も権限がない部分がございます、こういう部分についてはすき間でございますが、これについては消費者庁が直接、事業者への勧告・命令等を行うことができるというふうにしております。これらを規定しました新法が消費者安全法案でございます、消費者安全法案では消費者安全の確保に関する基本方針を策定する。

また、消費者に関する苦情相談、あるいはあっせん等を地方自治体の事務として新たに法定する。

それから、消費生活センターを都道府県は必置、市町村は努力義務にするということで、消費生活センターを法的に位置づけまして、これらの措置も相まって、消費者事故に関する情報の集約、行政機関、地方、国セン等につきまして、消費者庁への情報の集約の仕組みを作る。

これらの情報を基に、消費者被害の防止措置として、消費者庁からの公表。先ほど申し上げました措置要求。それから、事業者への勧告。勧告は点検、修理、表示等でございますが、これについては勧告内容の実施命令に切り替えることができる。特に生命・身体に関する重大事故の場合については、重大事故発生の急迫した危険がある場合には、商品の譲渡、使用禁止制限等がかかることができ、それに違反して商品等が流通した場合には回収その他の必要な措置を命令することができる

というふうにしておりまして、従来、問題になりました権限の不行使、あるいは情報の共有が十分でないといった問題に対応できるようにしておるところでございます。

引き続きまして、資料1-3をお開きいただきたいと思います。

最初に1ページですが「消費者庁設置法案のポイント」でございますけれども、消費者庁の任務としては、消費者の利益の擁護及び増進、選択の確保、品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。外局という例としては、金融庁というものがございまして。

消費者庁の所掌事務でございますが、消費者政策の企画・立案、事務の調整。ウでございますが、必要な環境の整備。その他、各省からの移管された法律ということでございます。

消費者政策委員会でございますけれども、消費者庁の運営に消費者の意思が直接届く、透明性の高い仕組みを整備するということでございまして、消費者庁に、15人以内の委員から成る消費者政策委員会を置き、消費者政策委員会には事務局を設置するということでございます。

それから、所掌事務として、諮問に応ずること。重要事項の調査審議。その他、諮問がなくても積極的に意見を述べるなどの権限を付与しております。

これにつきまして、参照条文ということで6ページをお開きいただきたいと思いますけれども、消費者庁設置法案に具体的な条文を付けております。設置法案の6条が委員会の事務でございます、今、申し上げたことでございます。

7ページも、今、申し上げたことが書いてございます。

8ページに、具体的に何法でどう書いてあるのかということが書いてございまして、8ページには消費者基本法の改正案として、消費者政策会議の事務でございますけれども、本部会でも今までも十分御議論いただいております、消費者政策の検証、評価及び監視につきましても、消費者政策委員会の事務として第27条の第3項にその事務を書いております。

9ページで、食品安全基本法改正案でございます。これは国民生活審議会にはなかった事務でございますが、第21条の第2項、食品安全基本法の措置の実施に関する基本的事項を政府が、これは消費者庁の方で定めるということでございますが、これにつきまして、内閣総理大臣がこれを定める際には、食品安全委員会だけではなく消費者政策委員会の意見を聞いて、案を作成しなければならないというふうにしておるところでございます。

11ページで、消費者安全法案、新法の第6条でございます。「内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下『基本方針』という。）を定めなければならない」ということでございまして、基本方針に定めることについては第2項で書いてございます。

それから、第3項に消費者基本法に規定する、この方針は消費者基本計画、この消費者基本計画の性格については特段変更しておりません。消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならないということでございます。

このように、消費者政策委員会については本部会、本会議の活動実績などを踏まえながら、更に権限を拡張しているところでございます。

この資料の2ページにお戻りいただきたいと思いますけれども、2ページが消費者庁設置法の施

行に伴う、いわゆる整備法令ということでございまして、いろんな法律を改正した束ね法でございます。

これは消費者行政推進基本計画の中で、消費者に身近な法律は消費者に移管するという方針を出しましたので、それに基づき、個別作用法を改正して、内閣総理大臣の権限等を規定するという一括改正法でございます。

これについて、飛びまして、4ページをお開きいただきますと「『整備法』により消費者庁が所管する関係法律について」を書いてございまして、所管の対象は、消費者に身近な法律を所管する。所管の形態としては、行政組織の肥大化を招かぬよう、国の地方出先機関、都道府県を活用し、消費者庁の主導の下、効率的に法執行する。民間等の関係でも、二重行政を回避するというところでございます。

表示関係については、消費者庁が表示基準を策定する。これを遵守させるための命令は、消費者庁のみが一元的に実施するというところでございます。

取引関係については、消費者庁が企画立案を担うとともに、自ら立入検査、命令を行うというところでございます。

業法関係につきまして、この4業法については消費者庁が行為規制について、企画立案を行い、執行のところは、具体の行政処分について、協議を受け、必要な意見を述べるというところでございます。

安全関係については、安全基準の策定。これは高度な科学的・専門的知見が必要なところでございますので、現在の省庁の専門性を活用するというところでございますが、消費者庁が協議を受けることで、消費者の目線を反映するというところでございます。それから、消費生活用製品安全法の重大事故報告制度でございますが、これについて、製造者からの報告を受けるなどの権限。これは消費者庁が所管し、消費者庁が迅速に事故情報を公表するというところでございます。なお、別途、この制度については、今後、対象を拡大することについても消費者行政推進基本計画の方では決められているところでございます。

その他、従来、国民生活局等で所管している法律を消費者庁でも所管するというところでございます。

5ページが消費者安全法案でございます。おおむね、先ほど御説明したことを詳しく書いてございますので、省略をさせていただきます。

資料2-1でございますが、以上、3法案でございまして、続いて消費者庁の組織について御説明をいたしますと、消費者庁の組織については、政府案ができましたのがこの年末でございますので、法案提出から若干長くはございますけれども、法案の考え方を反映し、実効ある組織になるように考えたものでございます。

消費者庁の主任の大臣は、内閣総理大臣でございます。

その下で、内閣府特命担当大臣を必置として、消費者庁の事務を掌理することになっております。

それから、消費者庁は内閣府の外局として設置されまして、その下に消費者庁長官、次長、審議官（2）、参事官（2）を置きまして、課を8つ置いております。

課の名前につきましては仮置きでございまして、政令等で最終的に確定をしたいと思っておりますが、基本的に司令塔部門と、先ほど御説明した執行部門をそれぞれ持っております。司令塔部門は、全省庁に対する司令塔部門。情報を集めて、各省に措置要求などを求めていくということでございます。

それから、消費者庁の定員は全体で204人でございますが、消費者庁には消費者政策委員会を置きまして、独立の法定された事務局を別途置くことにしております。消費者庁に対しても時に消費者政策委員会は意見を言う権限がありますので、その実効性を担保しているところでございます。

私からは以上でございます。

○川辺消費者企画課長 国民生活局消費者企画課長の川辺でございます。資料2-2、予算の方を御説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと「消費者庁関連予算の概要」でございまして。消費者庁予算は全部で大きく3つを書いております。1つは今年度の第1次補正予算で約10億円。それから、昨日成立しましたが、平成20年度第2次補正予算で約255億円。それから、来年度の予算で約93億円、合わせて約358億円ほどを計上させていただいているところでございます。

第1次補正予算につきましては、現在、国民生活センターで行っておりますP I O-N E T端末を当面500か所程度に追加配備。

また、商品テスト機能の強化などについて予算措置をさせていただいております。

第2次補正予算につきましては、大きな柱で2つございまして、1つは地方の消費者行政活性化のための基金を都道府県の方に造成していただくということを考えております。その基金を使っていただきまして、消費生活センターの設置や拡充、相談員の方のレベルアップや養成、その他のことに使っていただく。そんなことを考えております。大体、150億円を考えております。

また、国自らも地方を支援するという趣旨でございまして、国民生活センターによっても地方支援事業、約90億円程度を考えておりますが、経験豊富な相談員が国民生活センターの委任を受けまして、相談の手薄なところなどを回っていただくようなことを考えたり、または相談員養成講座を拡充する。そのようなことを国が直接支援するというところで考えておるところでございます。

また、左の緑の方に行っていただきますと、来年度の予算でございましてけれども、大きく4つほどに分類されておりますが、まず①は情報の集約・分析。消費者庁の重要な機能でございます。情報の集約・分析や司令塔機能の整備をするというようなものについて予算要求をさせていただいております。

②でございまして、これは、今、各省にある法律が消費者庁に移ってまいります。景表法、J A S法、特商法、その他、重要な法律が移ってまいりますけれども、その執行にかかる経費。更には、先ほど川口参事官の方から説明がありましたが、新法である消費者安全法を執行するための経費がございまして。

③の、その他の消費者利益の擁護等に係る施策。これは具体的には、現在、国民生活局が行っている事務についての経費でございまして。公益通報者保護法、個人情報保護法、その他の業務についての経費でございまして。

④でございますが、これはいわゆる人件費で、先ほど説明のあった 204 名の定員の人件費、その他、民間の専門家の方を非常勤職員として活用するその他の経費として経費を積んでいます。

お時間の関係もございますので、予算につきましてはここで終わります、次の資料 3 に移らせていただきます。

資料 3 「内閣府における先行的取組について（報告事項）」というものがございます。これまで内閣府としましては、消費者庁の発足に向けて先行的な取組みをしてきたところでございます。その中の主なものをここで説明させていただきます。この後ろに詳細な資料が付いておりますけれども、一番上の 1 枚紙でざっと説明させていただきます。

まず 1 つは、消費者安全情報総括官会議というものを設置させていただいております。これは生活局がとりまとめに当たっておりまして、各省の局長クラスの方に集まっております。消費者の生命または身体に被害が生じた場合に情報を集約して、共有体制を作るとともに、緊急時の即応体制を強化する。そういったことで、昨年 9 月に創設しております。

取組みの例としてそこに書いてございますが、例えば昨年 10 月 16 日にはこんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について、この会議で申し合わせをしておりますし、また、11 月 6 日には輸入食品等の安全・安心の確保策についての申し合わせをしております。

2 番目でございますが、事故米穀の不正流通問題に関する有識者会議。これも世情で話題になったものでございますけれども、去年の 9 月 19 日に有識者会議を発足させていただきまして、前検事総長の但木さんに有識者会議の座長をお務めいただいております。

去年の 11 月 25 日に第 1 次のとりまとめをしております、原因の究明。なぜ、そういうことが起こったのか。責任の所在はどこにあったのか。そういったことについて検証しております。また、引き続き、現在も消費者の安全・安心確保のための抜本的改善策について御審議をいただいているところでございます。

3 番目に、集団的消費者被害回復制度等に関する研究会でございますが、これは去年の 12 月から、国民生活局長の私的研究会として研究会を月に 1～2 回程度開催しております。これは座長を、今日も御出席いただいている三木先生の方でやっております。

この消費者被害につきましては、少額で同じようなものがあって、なかなか被害者の方も対応がしにくいというところもあり、また、悪質な加害者の場合には資産を隠匿したり、資産がどこかに行ってしまうということもあって、そういったものにどうふうに対応していったらいいのかということについて、我が国の現行制度、その他、諸外国の制度などについて、現在、調査をしつつ、課題を整理している。そういう状況でございます。

4 番目でございますが、連鎖販売取引苦情実態調査チーム、いわゆるマルチ取引と呼ばれているものについての実態調査をするチームを立ち上げております。これは野田大臣より立ち上げるようにという御指示がございまして、去年の 10 月 23 日に国民生活局にチームを設置しております。堀田審議官をヘッドに、全部で 7 名の生活局側のスタッフで対応しております、国民生活センターからも部外協力を仰いでいるところでございます。

マルチ取引に関する苦情相談についてのデータの分析や関係機関、有識者の方からヒアリング等

をして、昨年 12 月 26 日にマルチ取引の実態調査に関する経過報告というものを記者公表しているところでございます。

また、もう一つ、国民生活センターと協力いたしまして、そちらに配付してありますが、この赤いパンフレットがございまして、こういうものを作成いたしまして、今後、すべての高等学校に配布をする予定でございまして。

最後に、事故情報データバンク。これは一昨年来から国生審で御議論いただいているところなんですけれども、いかに事故情報について、一元的に情報を集約するのかという観点から、事故情報データバンクについても、システム稼働に向けて具体的な取組みをしております。

この事故情報データバンクにつきましては、本日の 2 つ目の議題の方で詳細に御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○松本部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの一連の報告につきまして、御質問・御意見がございましたら、お出してください。

それでは、沢田委員、どうぞ。

○沢田委員 ありがとうございます。E C ネットワークの沢田でございます。

先ほど御説明いただきました資料 2-1 の組織図の中で、国際関係の国際消費者問題といったようなことに関しては、どのような体制でお取扱いになるのでしょうか。

○川口内閣参事官 御説明をいたしますが、今のところ、課の分掌について詳細は固まっておられませんけれども、今までよりも体制を強化して、今のところ、左側の司令塔部門の企画課、ないしは司令塔部門のところで国際担当の専門のものを配置するというのを考えております。

○松本部会長 どうぞ。

○西村委員 横浜国大の西村です。

今、御説明の中で、資料 2-2 の予算関係の 1 枚目の、その他の消費者利益の擁護等に関する施策というところの、これまで国民生活局がやってきた事業の中に、一番末尾に「消費者教育の充実・強化等」というものがございまして。

実は御承知のように、今、自民党の消費者教育に関する W T が立ち上がっていて、消費者教育推進法の立法化を目標とした勉強会を開いているさなかでございましてけれども、前回、その 4 回目の会議のときに傍聴させていただきましたが、イギリス大使館の方がお見えになりまして、その御説明の中で、やはり消費者保護の問題は規制と教育だということを非常に強く強調されておられました。私も全く同意見でございまして、事業者への勧告命令、あるいはそれは事業者規制とっていいんだろうと思いますが、それが中心に、今回、消費者庁が構成されてきている。どうも、この消費者教育、国民への教育機会の確保の問題は、どうも見えてこないといいたいまいしょうか、末尾になるといいますか、ないがしろにされているような気がいたします。

それで、むしろ世界的な潮流としては、昨年、O E C D の会議にも出席させていただきましたけれども、やはり教育の部分の強化は不可欠だと考えております。そういう意味で、今回のこの消費者庁の課名は仮称である。政令で確定するという御説明でしたけれども、この資料 2-1 を見たと

きに、消費者教育というものはどこに行くのか、どうも、いま一つ、よくわからないんです。企画課なのか、消費者情報課なのか。できることならば、教育情報課とか、何か政策をきちっと明確に位置づけられるようなセクションを起こして予算配当をし、やはり教育の部分の強化策を明確にしていればありがたいと思っております。

以上でございます。

○松本部会長 準備室の方から、消費者教育についてどうぞ。

○川口内閣参事官 消費者庁はいろいろな課がいろんな角度から1つの案件に関わるというような仕組みになっておりますので、必要に応じては参事官などを活用してタスクフォースをつくっていく。消費者庁の中が縦割にならないようにということが、まず1つございます。

消費者教育については、日常的に消費者教育の実施の部分。ここについては、消費者情報課の中で対応したいと考えています。

ちなみに、全体が204人でございますので、今の内閣府国民生活局の数よりはそれぞれ充実をしておるわけでございます。

それから、非常に横断的な制度、あるいは法律の企画ということの必要性が出てまいりました場合には、日常的な消費者教育の執行とは別に企画課の方で体制を整えまして、企画立案をしていくことになろうかと思われま。

先ほど申し上げました消費者庁の所掌事務でございますけれども、消費者庁の所掌事務のうち、必ずしも従来は消費者行政とは言えない、もしかすると、ほかの分野の行政かもしれないということについて、内閣府の所掌が及ぶのかどうか、総合調整が及ぶのかどうかというような問題がぎりぎり出てきたわけでございます。

資料1-3の1ページをご覧くださいますと、まさに(2)の「ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」というものを入れておりますが、これはある意味では1つの事務が消費者行政の外縁をもしかしたら越えるかもしれない。しかし「消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策」ということについても消費者庁の所掌事務なんだということを明定したわけでございますが、この際、消費者教育というものについてしっかり取り組む必要性を念頭に置きながら、この(2)のウというものを検討し、立案をしたところではございますので、そうした経緯を踏まえて、しっかり、今の御意見を反映できるように進めていける体制を作ったというふうに考えております。

○松本部会長 吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 吉岡です。

資料2-2の3枚目、地方の支援策について質問させていただきたいと思っております。

このペーパーの左上の方に「消費者行政活性化のための基金の造成」として150億円。それで、今後3年程度で集中的に支援するとあって、いろんなメニューがあるわけですが、地方の消費者行政が疲弊している。とりわけ、人ほど予算が足りないという中で、今回、これだけのお金を付けていただいているわけですが、この3年後、どうなるのかという質問なんです。

消費者センターをもっと増やしたり、相談員や職員を増やしていく中で、この3年間についてはこういう予算が一応認められているわけですが、その3年後に消費者センターは増やしたけれども、4年後には予算が付かなかったとか、相談員の数を増やしたけれども、4年後以降には予算がないというようなことになりかねないのではないかとという地方からの懸念の声がいろいろ上がっている中で、3年後に、拡充した組織や人をどう予算的に補っていくのか。その辺りについて、どんな計画があるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○松本部会長　どうぞ。

○川辺消費者企画課長　御説明いたします。

まず、3年以上先のことについて、ここで申し上げるのはなかなか難しいことを御理解いただきたいんです。

もう一つ、先ほどはしょってしまいましたけれども、まず地方の相談業務というものは、今回の消費者安全法などでも自治事務、まさにこういったものは身近な市町村、都道府県等でやるべきであるものであるとの整理になっておりますので、基本的には地方自治体の事務という整理をされているところがございます。

そこで今回は、まず3年間、ここに書いています基金の事業、それから、国民生活センターの事業を使って、相談体制を強化するために集中的に支援をするということです。それとは別途、総務省の方に交付税の財政措置について、基準財政需要の拡充をお願いしており、基準財政需要を倍増するというふうな形で対応していただいております。そういう意味では、この2つは集中的に側面から支援していくと同時に、地方の自治事務である相談を活性化していくためには、今、言ったような基準財政需要の拡大も図っているということでございます。

○松本部会長　品川委員、どうぞ。

○品川委員　今の点に関連してですけれども、1つは、この基金が、特に御説明の中でも地方の相談員の能力開発等に使うということがありますけれども、人件費そのものについては使えないやに伺っております、現実には相談員の数そのものが足りないという今の地方の実態があって、それとの関係では大変、ある種、使いにくい面があるのではないかと。その辺について、どういうふうにお考えかというのが1つ。

もう一つは、何分にも第2次補正ということで、年度内執行ということで言いますと、極めて限られた時間しかないわけですね。そういう点で言いますと、この年度内に、現実に全国の地方自治体で本当に活用し切れるとお思いかどうか。その点について伺わせてください。

○川辺消費者企画課長　まず、相談員のまさに人件費そのものは地方自治事務で、先ほど申し上げたような交付税措置の方で対応していただくということだと思います。また、雇いたくても、そもそも、それなりの資質のある方がないという地方は結構ございまして、まずはそういった資質の方を養成して、また、それぞれの相談員、今、やっている方もレベルアップをしていただく。そういったことが今後の重要な課題ではないかと思ひまして、私どもとしてこういったメニューを用意させていただいているところがございます。

それから、年度内でございますが、先ほど時間がなかったのではしょってしまいましたけれども、

基金というふうにしております。つまり、今年度中に基金を造成していただきまして、それを3年間かけて使っていただくということを考えております。

基金としました理由としては大きく2つございまして、1つは、ここに「主な支援メニュー」というふうに書いておりますが、仮に毎年度の補助金という形にいたしますと、これに使うと、かなり用途を限定しなければならない。ただ、地方の消費者行政は地域によっていろいろ事情が違うところがございます。私のところは消費者センターを拡充したい。私のところは相談員を養成したいなど、かなり都道府県によって違うと思います。基金のメニューの中で自由に地域の実情に合わせてお使いいただくといったことを考えていることが1点。

2点目としましては、基金という形での3年間の中で、これもまた地域の実情に合わせて柔軟に活用していただく。こういったことを考えて、基金ということにさせていただいてございます。

○松本部会長 どうぞ。

○岡田委員 相談員の報酬の話が出ましたが、どうも期待できないという感じです。ところで今、現実に消費生活センターでは増員等の募集がされています。ただ、その流れが、都道府県とか国民生活センターの相談員の仕事量や勤務時間が増えることが確実になるにもかかわらず、報酬など勤務条件が区・市レベルに比べますと低いということから、核になるそのような消費生活センター等の相談員が区・市の方へ流れてきております。そういう実態があることをお知らせしたいのが1つです。

それから、人件費のことで、製造物責任法ができたときですが、国民生活センターのテスト機関に関して大変大きな予算が付いたということで、私も消費生活センターは期待したのですが、予算は設備等の充実に充てられて、人件費にはほとんど充てられなかったように記憶しております。機械は入っても人がいないということになって、期待したような効果がなかったような気がします。それで今回、安全という部分が大きな柱になっているわけですから、少なくとも国民生活センターのテストに関しては人件費のことも考えていただきたいと思います。

もう一つ、これはお願いになるかもしれませんが、教育のことですが、消費者教育はもちろん絶対必要ですが、一方で法教育とか、今回の「国民生活白書」にある消費者市民教育といいますか、社会教育というものの重要性も消費者教育と同じく大切だと考えます。これら3つが縦割で実施されることは効率的ではないと思います。消費者庁の構想からしますと、その3つをうまく連携、ないしはドッキングできるのではないかと思いますので、そこも是非関係部署と検討していただきたいと思っています。

○松本部会長 東委員、どうぞ。

○東委員 今の御意見に賛同するわけですけれども、消費者教育、法教育、シチズンシップ教育というようなことが出ましたが、大きくとらえますと、食育であったり、環境教育であったり、本当にいろんな分野が消費者の自立に必要な教育的な要素を持っていると思いますので、その辺りは是非、この消費者庁ということをきっかけに、消費者教育という面でも統合的なアプローチをいただきたいということが1点でございます。

もう一点は、少し細かいことになって恐縮なんですけれども、今日、この消費者教育絡みになり

ますが、資料に入っておりますマルチ商法のリーフレットのことで少しお尋ねしたいと思います。

この資料につきましては、先ほど内閣府の先行的な取組みということで、マルチの実態調査チームが国民生活センターと協力して作成した。そして、今後、すべての高校に配布予定だというふうに伺いました。お尋ねしたいのは、こういったものを配布するときの方法とか、あるいは取扱いに対する指示とか、そういったことをどのように予定されているのかということです。

消費者教育のこういった教材関係は、既に非常にたくさんのもので作られています、それが実際に活用されていないところが非常に大きな問題になっているわけです。これから、ますますこういったものが充実していくと思いますし、消費者情報を届ける手段としても、恐らくこういったものが多数出てくると思います。こういったものを作った後の配布の仕方、あるいはその活用とか取扱いについての指示の仕方について、何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○松本部会長 それでは、お願いします。

○川辺消費者企画課長 このパンフレットでございますけれども、少し背景を申しますと、連鎖販売取引苦情実態調査チームで調べたところ、やはり若い人が相対的に被害に遭いやすいことがわかってまいりましたので、こういった割と若い人向けに、わかりやすいパンフレットを作りました。

これにつきましては、今後、高校に直接配布いたしまして、そのときに内閣府と文部科学省の連名で、これをしっかり活用してくださいということを各学校の方にお手紙を差し上げていることとしています。それから、配布を大体2月下旬から3月ぐらいを考えております。この趣旨は、特に高校を卒業しまして社会に出ていく方に一番いいタイミングではないか。ちょうど受験とかも終わります、一番、そういったことを受け入れることができるようなタイミングではないかということで、その時期に送らせていただきたいと思いますと考えておるところです。

○松本部会長 早川委員、どうぞ。

○早川委員 1つお願いがあるんですが、今後、消費者庁が公になったときに、大事なことは何のためにできるのか。いろんな相談を一元的に受ける庁である。と事前に消費者に、十分周知する方法を考えておかなければいけないのではないかと思います。

○松本部会長 どうぞ。

○堀田大臣官房審議官 消費者教育について幾つか御意見がありまして、一つのタイプは金融教育とか、法教育とか、それから、食育というふうに、さまざまな分野での消費者教育的なものをどうコーディネートしていくか。できるだけ、やはり一元的にやっていくべきだと思っているんですけども、なかなか、すべてのこういうパンフレットに関して全部統一的にやるのは、實際上、なかなか難しいところがございます。

先ほど西村先生から御紹介がありましたように、今、自民党の消費者問題調査会の下に消費者教育に関するWTが設置されておりまして、いろいろ、今、党でも御議論をいただいているところですが、そういう党の議論も我々の方としては聞きながら、今後、今日、後ほど議論があるかと思いますが、消費者基本計画といったところで、関係省庁との取組みをできるだけ消費者庁が統一的にやっていくためにはどうしたらいいか、また、いろいろお知恵を拝借させていただければと

思っております。

それから、今日お配りしているマルチのパフレットは、一応、できました段階では、我々は記者発表もさせていただいております、広報にも努めているところですが、なかなか国民全体にこういうものができましたということを本当に隅々まで周知するのは非常に難しい課題でもありまして、今後、またいろいろ皆さんからお知恵をいただければ参考にさせていただきたいと思っております。

○松本部長 まだ、御意見・御質問がおありの方もいらっしゃるかと思いますが、時間の関係もございまして、第2の議題であります消費者安全に関する検討委員会からの報告に移らせていただきます。消費者安全委員会は、昨年6月30日のこの消費者政策部会で設置を決定したものであり、消費者庁の設置に向けて、消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステム構築や、リコール促進のための取組みの強化といった重要課題を検討していただいております。

本日は、同委員会におけるこれまでの審議状況等につきまして升田委員長及び事務局から御報告をいただきます。

それでは、升田委員長、お願いいたします。

○升田委員長 それでは、まず私の方から説明させていただきます。資料につきましては、資料4と、その後に参考資料としまして参考1～5が添付されております。それをまたご覧いただきながら説明をお聞きいただきたいと思います。

審議の経過につきましては、資料4にまとめさせていただいております。今、部長からもお話がありましたように、6月に設置されまして、その後、多数回にわたりまして、今日も出席いただいておりますけれども、各委員からたくさんの活発な意見をいただきまして、現在、まだ審議が進行している状況でございます。

9月から審議を行いまして、以下の4つの事項について、順次、調査審議を行っております。

まず「(1) 消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築」であります。

「(2) リコールの促進のための取組の強化」。

「(3) 重大な消費者事故に際し政府のなすべき対応等について消費者の視点から調査審議する仕組みのあり方」。この問題につきましてはWGを設置いたしまして、WGにおいても、鋭意、検討を進めていただいているところであります。

それから「(4) その他」で、そこに記載してあることを検討しているということでございます。

(1) ないし(3)につきましては、後ほど事務局の方からまた要約して説明していただきたいと思いますと思っております。

今後の主な検討項目、それから、今後のスケジュールでございますけれども、1～2ページにかかって記載しております。

まず「(1) 事故対応等に関する消費者の視点からの調査審議」というものの検討を予定しております。

「(2) 重大事故情報報告・公表制度」というものも、なお従前から検討しておりますけれども、

引き続き検討していきたいと思っております。

なお、この問題に関連しましては、現在でもそうですし、今後もますますそうなるわけですが、膨大な事故情報というものが社会に提供される状況になっておりまして、それが隔々まで、本当に的確に国民に伝わるかどうかという点。更に消費者の方がそれを消化し切れるかという問題。先ほど消費者教育の問題が取り上げられておりましたけれども、そういった情報の消化の問題につきましても、今後、非常に重要な問題になるのではないかという予想を立てているところであります。

「(3) 消費者安全教育、リスクコミュニケーション」であります。これは先ほどから取り上げられておりますけれども、委員会におきましてもこういう問題が出ているところであります。

こういった問題につきまして報告書を取りまとめる予定にしております、消費者庁発足に向けた関係府省庁・関係機関等における取組みの推進に資するよう、本年の3月を目途に、これまでの調査審議の結果を委員会報告書として取りまとめる予定にしております、今後開かれます消費者政策部会において報告させていただきたいと考えております。

なお、先ほど申しあげましたリコール等々の問題につきましては参考資料にありまして、その点につきましては事務局の方から簡単に説明をお願いしたいと思っております。

○野村消費者安全課長 補足させていただきます。

部会の方から検討委員会の方にいただいております4つの審議テーマのうち、事故情報の一元化のためのシステム構築及び2つ目のリコール促進のための取組みに関しましては、前回、第6回の委員会で中間的な整理をさせていただいております。その第6回の資料を参考1～5ということで、今日、配付させていただいております。

参考1でございますが「消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステム構築について（論点整理案）」というペーパーでございます。

この中で「1. 基本的な考え方」でございますが「消費者事故情報は、消費者の安全・安心に係る適切な意思決定のための前提となるものであり、広範・多様な主体から幅広く情報を収集し、関係主体が適切に活用することができるシステムを構築することは喫緊の課題である。消費者庁創設に向けた優先的課題の一つとして取り組まれる必要がある。

事故情報一元化のシステムには、消費者の安全・安心確保の目的の下、①被害拡大防止や新たな同種・類似の事故発生防止の観点から、様々な情報を一元的にとらえて諸対応を図るという側面と、②情報の社会的な共有化を図り、情報が多元的に活用される機会を創出するという側面がある。システム構築に際しては、両側面にバランス良く配慮する必要がある。

特に①に関わっては、単に膨大な情報を収集するだけでなく、必要な対応につなげていく判断が後手に回ることがないように、要注意な情報を見極めるしっかりとした情報リテラシーの確立が求められる。②に関わっては、情報が関係者に迅速に伝達される仕組みや、一元的に集約される情報に対しても誰もが容易にアクセスできる環境を整備することが求められる。

消費者事故情報の一元化は、消費者行政一元化の試金石とも位置づけられる課題であり、関係者においては、消費者庁発足を待つことなく着実に取組を前に進めていくべきである」と、基本的な

考え方を整理させていただいているところでございます。

その上で当面の取組みといたしましては、事故情報を一元的に集約するために、事故情報データベースの構築を加速すべきこと。事故情報の受信力を強化するために、地方の消費生活相談窓口の強化を図るべきこと。収集した事故情報の有効活用を図るための、事故情報の分析をするためのネットワークの構築を図ること。また、緊急時対応のために消費者安全情報総括官制度を活用すべきことを整理してございます。

その上で「3. 留意事項／更なる検討課題」といたしまして、消費者事故情報の範囲、医療機関・消防・警察との情報共有、潜在的な事故情報の受信の在り方、事故情報の活用の在り方、事故情報の公表の在り方及び国際的な情報共有の在り方についてを整理しているところでございます。

この中間的な整理を踏まえまして、更に今後、とりまとめに向けまして御議論をいただいているところでございます。

それから、資料がたくさんあって恐縮でございますが、参考4と参考5にリコールの関係の資料をお配りさせていただいております。

リコールに関しましては、自主リコールの促進のために、リコールの意思決定等についての分野横断的の共通指針の策定を進めようということで、共通指針の案をここまで検討いただいているところでございます。

この共通指針は、基本的な考え方といたしましては、1ページ目の中段にございますが「1. 本指針は、製品、食品、施設・設備の各分野に共通して参考されるものとする」としてございます。

また「2. リコールの方法としては、消費者の安全・安心の確保につながる取組を幅広くとらえる。

3. 事業者は、消費者の安全・安心に係る情報について適切な収集・分析・評価を行い、その評価に基づいて、適切なリコールを実施する。

4. 事業者は、リコールに関する情報を正確にわかりやすく消費者に伝える。

5. リコール開始を決定した事業者と関係する事業者（製造・輸入事業者、流通・販売事業者、点検・修理事業者、部品・原材料供給事業者、設置・施工・管理事業者等）は、適切な連携・協力を図る」。

こうした基本的な考え方の下に、リコールの開始の局面、実施の局面、終了の局面における基本的な考え方をこれまで御議論いただいて、おまとめいただいているところでございます。

また、今後の課題といたしましては参考5といたしまして、行政機関等の役割、あるいは環境整備のための取組み等々について、今後、御議論いただくことを予定しているところでございます。

この説明は以上でございます。

○松本部部长 ありがとうございます。それでは、ただいまのお二人の御報告につきまして、どうぞ、御意見・御質問がございましたらお出してください。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 事故情報を一元的に収集・分析・発信するという非常に重要なテーマなんですが、結局、具体的に何をやるかといいますと、事故情報データベースを作るということ。それから、消費

者センターを強化する。その収集するという点では、この2つになるわけですね。その後、分析するネットワークと、それから、総括官がありますけれども、そうしますと、この事故情報データベースというものは、国民からの自主的な書き込みで本当に書き込むのかというところを、積極的に国民がどう書き込んでいく気持ちにさせるのかという誘導策みたいなことは具体的に何か考えているのかどうかという点の質問が1つ。

それから、私はやはり情報集約するという意味で、参考1の3ページの「3. 留意事項／更なる検討課題」の（医療機関、消防、警察との情報共有）。これが非常に重要なのではないか。これがなぜ、留意事項になっているのか。むしろ、これまではここがないために情報がきちっと集まらなかったわけでしょう。そうしますと、今回のこの提案では、国民からの自主的な情報提供を待つだけで終わってしまうのではないかという懸念があるので、医療機関、消防、警察との情報共有がなぜできなくて留意事項になっているのか。

この2点を伺いたいと思います。

○升田委員長 まず、第1点目の誘導策については、私も正確に記憶しておりませんが、今、委員のおっしゃったような視点からの意見は特になかったように記憶はしておりますけれども、しかし、使いやすいようにという御指摘は相当あるように思っております、当然、システムを構築するに当たって、単に受け身だけではないという具合には考えております。

2番目の問題につきましては、私の方でお答えするのが適当かどうかわかりませんが、これは従来からの所管の問題がございまして、そういったものの調整がまだ済んでいないといえますか、どの程度、実際に行われているかわかりませんが、そういった問題があるということで、そこに記載しているようなことをまとめているということでございます。

なお、所管の問題につきましては事務局の方からお願いいたします。

○野村消費者安全課長 参考1の3ページ目の「3. 留意事項／更なる検討課題」という整理の悪い表記の仕方で申し訳ございませんが（医療機関、消防、警察との情報共有）に関しましては、留意事項というよりは更なる検討課題というふうにここでは考えてございます。

ここの記述の一番末尾で「医療機関、消防、警察と消費者行政部局との間の情報共有は重要である。当面、上記2.のような取組を進めながら、更に情報共有の緊密化を図っていくべきである」の「上記2.」というところは、消防、警察に関しましては総括官制度の枠組みを使って情報共有を図っていただくことに関して関係省庁と相談をさせていただいているところでございます。医療機関に関しましては、(3)の事故情報分析ネットワークの中に御参加を募っていくという形で御協力をいただくところまでに関しましては検討を進めているところでございます。

ただ、それで十分かというところは論点としては当然あろうかと思しますので、更なる検討課題というところでここに整理をさせていただいているところでございます。

○松本部長 どうぞ。

○吉岡委員 どうも、なぜ、今すぐに取り組めないのかという説明がよくわからないんですが、例えば国民が自主的にデータベースにいろいろな投稿をすることができるのであれば、警察や消防や医療機関というものも自主的にこのデータベースを使って登録しなさい、そういう協力をしなさい

というようなことで、このデータバンクを有効に機能させるとか、そういうような工夫ぐらいは簡単にできるのではないんですか。

○升田委員長 御意見として、勿論、承りまして、検討はしたいと思えますけれども、先ほど事務局から説明していただきましたように、何もやっていないということではありませんし、検討事項ということで検討していきたいと思っております。

○松本部長 ほかにかがでしょうか。

どうぞ。

○品川委員 消費者の事故情報に基づいて、それについてどういう処置を取っていくかということで、WGがつくられて検討されているということで報告を伺っております。

そのうちで、特に食品に関わるWGのところ、これまでの経過で、いわゆる事故米の問題とかこんにゃくゼリーについて検討いただいているというのはまさにそういうことだと思うんですけども、今後の検討という中で、食品のWGで検討することで、食品安全基本法上の諸問題ということですが、食品に関わる安全・安心という問題は、こんにゃくゼリーとか事故米というような、言わば、ある種、緊急性を持っている問題とか、具体的に消費者事故が明らかに発生している問題もありますが、それよりもむしろ主要には、例えば最近ですと、これからクローン牛などというものが話題になりますし、遺伝子組換え食品などというものは継続して話題になっていくわけですし、農薬の残留、農薬そのものが付着するということではなくて、作物の生育過程で使った農薬がどこまで、どのぐらいの量が残留するというのが安全上問題になるのかとか、放射線照射食品ということが例えば近々にも問題になってくる。

そうした問題は、消費者事故が直ちに発生するというのではなくて、長期にわたってそういうものを摂取し続けたときにどういう影響が出るかというふうな、そういうレベルの安全性の問題なわけです。そうすると、ある種、緊急性を持った、あるいは消費者事故が明らかに生じてくるというふうな問題とは違う、かなりそういう異質の性格を持った食品の安全に係る問題を、こういう緊急性の延長のまま検討するのはかなり無理があるのではないかという感じがいたしますが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○野村消費者安全課長 ありがとうございます。御指摘のような観点は、まさにWGの中でも御指摘をいただいております。事故米、あるいはこんにゃくゼリーの事故、海外からの輸入食品に関する事故等に関して、個別に事故対応を迅速に対応できたか、公表の在り方はきちんとしていたかという観点で御議論もいただきましたが、そういう個別的な議論のみではなくて、そういう反省を生かして未然防止につなげていく、あるいは安全基準の在り方につなげていくというような議論のフレームが必要なのではないだろうかということで、今、品川委員も御指摘いただきましたけれども、資料4の2ページ目で、食品安全基本法上の食品安全の基本的事項の在り方とか、食品衛生法上の安全基準に対して、消費者庁はどういうふうに絡んでいくのかまで議論の守備範囲を広げようということで御議論を進めていただいているところでございます。

個別には残留農薬の問題、クローンの問題等々、御指摘いただきましたけれども、そういう問題に対して、例えばクローン牛の流通とか、表示の在り方とか、あるいは残留農薬の基準の設定のさ

れ方とか、そういうところに消費者庁が消費者目線でどういうふうに関わっていくことができるのかの論点を更に御検討いただいて、少しでも整理が前に進められればと考えているところでございます。

○松本部会長 原委員、どうぞ。

○原（早）委員 私は消費者安全に関する検討委員会の委員で、議論に参加しているものなので発言は遠慮しておりましたが、少し、今まで出てきた御発言の中で重ねて発言をしたいと思われました。

1つは、先ほど吉岡委員から出された医療機関ですが、これは私も非常に重要だと思って、医療機関、警察、消防の情報を生かしてほしいということで既にペーパーを提出して、検討の課題の中で上げているということです。それで、消費者庁という新しい庁ができ上がるということで、私はこれまでにない消費者安全に関する新しい視点と新しい取り組みが必要だと考えていて、今までの限界を超える形で提案はまとめていくべきだろうと思っておりまして、その一つが医療機関や警察や消防の情報になると思います。

それから、今、品川委員から食の安全について出ましたけれども、先ほど川口さんから御説明があった資料1-3の9ページは食品安全基本法の改正案が出ておりまして、第21条で、内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者政策委員会の意見を聞くということの項目が入っています。これをどう具体化していくかという議論が、先ほど品川委員がおっしゃられたとおり、まだ、こんにゃくゼリー、事故米の事故が非常に大きくて、非常に緊急性が高かったので取り組みましたけれども、検討の課題としては、この食品安全基本法改正案を受けた形で、この食の安全について、どういうふうに取り組んでいけるかが後半の検討課題だということは十分認識をして、検討を重ねていきたいと思っております。

もう一点です、検討会に参加して感じているのは施設WGの部分で、例えばエレベーターとか回転扉とかこういったプラントに関する事故が製品事故のように、すぐに原因究明ができなくて、やはり、そこはすぐ犯人捜しになって、警察が出てきて、科捜研に資料が行ってしまうといったところで、原因究明がなかなか進まない状況が構造的な仕組みとしてあるように思っています。こういったところも、消費者側からすれば、是非、踏み込んで原因究明をしたいわけですから、どうすればできるのかということも私は新たな視点だと思っておりまして、最終報告は現状の限界を超える形での消費者の安全をどう確保していくかでまとめていきたいと考えております。

○松本部会長 青木委員、どうぞ。

○青木委員 私も消費者安全に関する検討委員会の委員でございますので、少し意見としては今まで控えさせていただいておりました。

先ほど御意見がございました事故情報のデータバンクについては、やはり私も直接、消費者から事故情報を収集するという側面はあるかもしれませんが、各省庁が既にいろんな事故報告制度、例えば消費生活用製品安全法による重大事故報告とか、食品の方においても事故報告の制度とか、そういうものの各省庁が既に持っているものを統合して、事故情報のデータベースにしていく。その中に、当然、医療機関とか、警察とか、消防とか、そういう二次情報といいますか、直接的な消費

者の生の一次情報だけではなく、二次情報を統合することが非常に大きな意味があると思っておりますので、今回の委員会の中でも、その辺のところは検討課題として進めていただきたいと思いますと思っております。

今回、また、そういう意味でいきますと、安全に関する方が消費者庁の方に移管・所管されることにおいては、直接的にそういう事故情報の報告義務というものを消費者庁の方にも把握される体制になると思いますので、やはり、いろんなところにちらばっている二次情報は精度も高く、非常に的確なスピードも求められるものですので、是非、そこの統合は大きな視点の一つとして進めていきたいと考えております。

○松本部会長 佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 私も検討委員会の委員ですが、一言申し上げたいのは、この参考1でまず書かれているのは「消費者庁創設に向けた優先的課題の一つとして取り組まれる必要がある」。確かに、そのとおりだと思います。そして「消費者庁発足を待つことなく着実に取組を前に進めていくべきである」ということですが、今、私たちがこの検討会で検討している事故情報を一元的にというのは、情報の一元化にしかになっていないと思えるんです。

消費者庁は、縦割行政を何とかしていこうということが、まず第一の目的であったはずなので、どうも、この一元的な情報集約だけに走って行ってしまっていて、今もお話がありました、他の省庁が持っている情報をいかに集めていくかというのは、今日は情報データベースについての説明がありませんでしたが、どうも、そこに全部集めてしまう、それで情報を一元化にと言っているような気がしています。本来は縦割行政を何とかするというところにあるはずなので、もう少し、その部分を今後の検討会できちんと検討していくべきではないかと考えていますので、よろしく願います。

○松本部会長 それでは、どうぞ。

○升田委員長 まだ、現在、論点を整理しているところで、今、各委員からお話がありましたことも委員会の席上で出ておまして、委員会はこの部会から委託された範囲内で検討しているということで、その委託された範囲内がどこら辺かということも各委員の間で必ずしも明確な認識の一致があるとは限りませんが、先ほど来、いろいろ議論されていますようなことも議論しておまして、最終的に3月末の段階で、どの程度、とりまとめられるか。とりまとめられないものにつきまして、この部会で、あるいは御報告させていただいて検討いただくか、あるいは委員会の報告書の中でどういう具合に記載するかというのは、今後、各委員の御意見をまた伺って進めてまいりたいと思います。

先ほど主として議論されていましたが、医療、警察、消防のデータについてどうかということも、先ほども御紹介させていただきましたけれども、委員会で出ておまして、各委員からもそういうお話がございましたけれども、現在、何も取り組んでいないわけではありませんし、更に警察、消防等につきましては、別の重要な情報に対する法益というものもある。その他、いろんな問題があるということで、現在のような整理案という形でここに発表させていただいたということでもあります。

また、先ほど来、御意見がありましたことは勿論、委員会でもまた議論になると思いますので、そのときはそのときにまた議論をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○松本部会長 どうぞ。

○野村消費者安全課長 参考1の事故情報の一元化システムで、これは2つの側面があるのではないかというふうに2段目で記述をさせていただいてございますが、これは先生方には改めての御説明は要さないかと思われましたのですけれども、念のため申しますと、国民生活審議会として平成19年6月におまとめいただいた意見書がございますが、当時はいろいろな消費者等から上がってくる事故情報、あるいは「ヒヤリハット」情報というものの中には、行政の方が気付かないような情報が含まれているときがしばしばあって、そういうものを一つのきっかけとして消費者行政に推進力が出ないかという発想で、事故情報のデータバンクを構築してはどうかという御提言をいただいていたと理解してございます。

ただ、平成20年以降、消費者行政の一元化という議論が急速に進行して、それで、今、我々はこの時点にいるというふうに認識をしてございますが、両方の側面があるという書き方をここでは論点整理としてはさせていただいてございますけれども、今、複数の委員から御指摘をいただいておりますことは、そこは2つあるということではなくて、消費者行政の一元化を強力に進めていくという時点に立って、改めて事故情報データバンクの構築の在り方の力点の置き方なりをどう考えるべきかという御指摘をいただいているというふうに理解をしてございますので、今後の御審議を更にいただいてでございますけれども、いただいた方向性で整理を進めさせていただければと思っております。

○松本部会長 ただいままでの御説明ですと、消費者からの直接の情報、消費生活センターからの情報、それから、警察、消防、病院等からの情報についてはなお検討課題であるということですが、企業サイドからの情報については、この全体の中ではどういう位置づけになっているのでしょうか。

すなわち、製品安全法上は事故情報についての報告制度がありますから、そこに乗ってくるものについては消費者庁の方に来ることになるのは明らかですが、それ以外の分野についても広げようという御検討をされているのか。あるいは企業本体からの情報ではなくて、いわゆる内部告発的な、公益通報的な情報を企業の社内の人から受け付けるとかという部分は御検討されているのでしょうか。

○升田委員長 少し記憶が確かでないところがありますけれども、話題とはなっておりますし、当然、それは先ほどの話の広くということですし、国民一般からも受け付けるということでもありますので、当然、それも含まれるという前提といえますか、そういう認識はあると思えます。

○松本部会長 どうぞ。

○川口内閣参事官 制度的なところで少し補足をさせていただきたいと思えます。

公益通報者保護法の現在の仕組みからしますと、まず消費者庁の関係ですが、公益通報者保護法は必ずしも消費者行政だけを対象にした法律ではございませんが、これは消費者庁に移管をするというふうにしております。ですから、制度の基本のところは消費者庁で所掌する。そういう意味で

は、消費者庁の所掌事務というものは、いわゆる消費者利益の擁護増進より若干広目のところを所掌事務にも書き込んでいるところがございます。

その上で、現行の公益通報者保護法を前提にしますと、やはり処分や勧告等の具体の権限があるところに通報しなさいという仕組みになっておりまして、今まで内閣府は、公益通報者保護法の制度は所管していましたが、通報先としては、ほとんど所管がないので、通報先は各省ですということでもございましたが、今後は消費者庁が、先ほど申し上げましたように、29本の法律を所管し、具体の処分ができることとなりますと、かなり広範な分野について消費者庁自らが通報先になるということで公益通報者の保護も図られるというふうになります。これは今後の課題としては、そういうものを法律の所管課ごとに窓口を作るのか、あるいは全体、何法がどこか、一般の消費者はよくわからないところがございますので、そういうものについて幅広く通報してもらう窓口を作るのかがあります。

これは資料1-1の方で、先ほど飛ばしましたが、ピンクのところ情報が集まってくるルートでございますが、例えば申出制度というものもございまして、あるいは公益通報者保護法の通報。これは所管法がJAS法とか特商法とか、いろんな法律を自ら所管するので、それに関する通報というものは消費者庁が通報先になります。

申出制度も、ちょうど申出制度があるような法律はかなり広範に消費者庁に移管されることとなりますので、この申出制度も活用していただけるということで、そういうものについて、消費者庁は相当程度窓口になり得るといふ制度的な背景がありますので、そうしたことも踏まえて御検討をいただければと思います。

○松本部長 よろしいでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤（憲）委員 リコールのページが参考4、参考5とありますけれども、これは、今は案が付いています。今日、この会議が終わると案が取れるということになるのでしょうか。それとも、今後、これに基づいて各関係部門に不明箇所等を確認しつつ、その後、決定することになるのでしょうか。

○野村消費者安全課長 この指針は、事業者・事業者団体等に御利用いただくことを想定してございますので、行政手続法上のパブリック・コメント等の手続も経る必要がございますので、今日の会議が終了後、案が取れるというわけにはまいらないと思っておりますが、年度内を目途に、所要の調整を終えて正式に固めたいと考えております。

○松本部長 よろしいでしょうか。

それでは、本日出されました御意見も参考にして、更に御検討を続けていただきたいと思っております。

続きまして、第3の議題でございますが、消費者政策部会の今後の進め方について御議論いただきたいと存じます。まず、事務局から案を御説明いたします。

○川辺消費者企画課長 お手元に資料5という1枚の紙が一番下の方でございますので、それをご覧ください。

消費者政策部会の今後の進め方でございますが、事務局として考えておりますのは、今まで御議

論がございましたように、消費者庁の創設がございまして、大きく消費者行政も変わっていきこうとしておりますし、また、現行の消費者基本計画、これは平成 22 年 3 月までの 5 か年計画でございますので、これについて、今後、どのような課題があるのかを抽出していただきたいと考えておりまして、そういうことをお願いしたいと考えております。

事務局といたしましては、消費者基本計画の課題というものはかなり広範にわたるもので、ここで御議論いただいた中でも、安全、表示、取引、教育があります。それ以外にも大きなフレームのあり方とか基本的な理念、実際にはどういうふうに進めていったらいいのかとか、かなり多くございます。それにつきまして、どのような課題があるのかということ、是非、消費者政策部会の方であぶり出していただければと考えておるところでございます。

そこで、私どもの考えております案といたしましては、消費者安全に関する検討委員会が、今、御審議いただいているところでございますので、新たな消費者基本計画に向けた課題の安全分野につきましましては、ここで課題を洗い出していただいて、3 月下旬ぐらいに報告書案のとりまとめと聞いておりますので、3 月下旬または 4 月上旬に、この部会の方に御報告をいただきまして、それも踏まえまして、新たな消費者基本計画の在り方等について御議論いただいたらどうか。

それでもう一度、4 月下旬に部会を開かせていただきまして、新たな消費者基本計画の在り方等について更に御審議をしていただく。このような進め方について考えているところでございます。○松本部会長 ありがとうございます。ただいまのような事務局からの御提案、今後の部会としては資料 5 にあるようなスケジュールで審議を進めたらどうかということでございますが、御意見・御質問はございますでしょうか。

水巻委員、どうぞ。

○水巻委員 消費者基本計画の議論を深めるということは当然のことでありまして、その方向でやるべきだと思いますが、今、外を見てみますと、やはり 1 つは、政局は流動的ですね。もう一つは、消費者庁発足はどのような形で流れていくのかという不透明感も国民の多くは持っていると思います。そうしますと、やはり現時点で、この部会としては、消費者庁が発足する前に緊急にやるべきことは何なのか。それをやはり国民に明確にしなければならない。私はそれが第 1 点だと思うんです。

それから、いろいろと現政権のほかに野党もいろいろと考えている部分もあるだろう。それなら、我々もそういう意見も聞いてみようではないか。そして、そういう形で、やはり国民の視点に立った消費者庁の発足という視点で、これから進めてほしいと私は思います。

○松本部会長 他に御意見・御質問はございませんか。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 この部会と検討委員会との関係なわけですけれども、今回もこの部会が開かれるに当たりまして、6 月以来、ずっと開かれていなくて、直近で資料を送っていただいたんですけれども、なかなか、その辺がもう少し丁寧に進めてほしいという気がいたしまして、今、これからのスケジュールのことですけれども、3 月まで検討委員会を開いていただくわけですが、最後のところで、3 月下旬から 4 月上旬で、この部会です承という形になっております。

何を申し上げたいかといいますと、この会議はやはり検討委員会以外のところにも経過の情報とかそういったものをもう少し丁寧にやっていただきたいと思います。先ほど、安全に関する検討委員会は部会の確認の下にやっている。しかし、その部会の確認の範囲のとらえ方がまちまちであるというようなお話もございましたので、そうでしたら、なおさらのこと、その辺を丁寧に進めていただきたいと思います。

○松本部会長 加来委員、どうぞ。

○加来委員 連合の加来でございます。

私も消費者安全に関する検討委員会の委員ですので、それに関わることについて包括的に1つだけ申し上げたいと思います。

今も出ましたけれども、新しく消費者政策委員会を想定しておいて、そこにこの議論を預けるといいますか、今後の実行について委ねるといことでありますから、この消費者政策部会は消費者庁設置が決まれば発展的に解消して、そちらに移行するということが前提だと思うんですけども、先ほども発言がありましたが、消費者庁の設置の時期なり、どういう形になるのかもまだ見えていない段階で、例えば4月下旬に新しい消費者基本計画の策定というものが、内容的、スケジュール的に可能なかどうか。もう少し、何か幅を持った議論をされた方がいいのではないかというのが一つの感じであるところです。

この検討委員会の中でも私が問題意識を持っていますのは、この検討委員会では、実は食品と製品と施設に関する安全、あるいは事故情報の在り方について、種々、議論をしまいましたが、消費者安全、あるいは消費事故ということ言えば、今日も資料が提供されましたけれども、金融被害とか、その他、財産、あるいはサービスに関する被害が、私としては含まれるのではないかと思います。今回の検討委員会ではそこまで議論できておりませんので、今後、この消費者政策部会になるのか、新しい何らかの場合になるのかわかりませんが、引き続き、検討課題としては取り上げていただければ、もっと広範な消費者安全に関する議論ができるのではないかと理解しておりますので、その2点をよろしくお願ひしたいと思います。

○川辺消費者企画課長 少し説明が足りなかったんですけども、基本的に私どもとして消費者基本計画は、消費者庁において新たに作成され、そのときの消費者政策委員会に基づいて作られていくんだろうと考えております。

ただ、国民生活審議会の消費者政策部会として、今までこの4年間、この消費者基本計画について御意見をいただいたということもございますので、今までの御議論の中で、消費者政策委員会の議論に更につなげていく課題をあぶり出していただく。それを4月ぐらいままでにお願ひできないのか。そういうふうな感じを考えております。ここで4月までにながちとしたものを全部ということを考えているわけではなくて、どんな課題があるか。安全だったらこういう問題がありますとか、やり方にこういう問題がありますとか、そういった課題をあぶり出すことをお願ひしたいと考えているところでございます。

それから、神田先生には、どうも申し訳ございませんでした。今後、丁寧な対応をさせていただきます。

○松本部会長 原委員、どうぞ。

○原（早）委員 第1期目の消費者基本計画の策定、それから、評価検証に関わりましたので、そこから1つだけ意見を申し上げたいと思います。

内容的なことは工夫をしていろいろ考えられると思うのですが、時期的なことを是非、検討していただきたいと思います。といいますのは、実際に評価検証が終わった段階では、既に各省庁の施策も決まり、予算もほとんど決まりかけている状況で、こちらの意見が反映をされないというようなときに評価検証がまとまる状況では、1年間のタイムラグが発生して、なかなか具体的な形での提言に結び付かないのです。どの時期で策定をし、評価検証をするのかという時期の検討も、2期目を立ち上げるときには検討してスタートしていただきたいと思います。

○松本部会長 今、御指摘されたことは、昨年もかなり、この場で議論したことでございますから、計画と検証評価、それから、次の施策をどういうふうにするかというのことは非常に大きな課題ですので、それは是非、この4月下旬までにこの部会で議論をしていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 この「○ 新たな『消費者基本計画』のあり方等」という一番最後のところに関連して質問させていただきたいんです。

今回の「国民生活白書」は非常に斬新な、すごくよくできた本だと思うんですが、その中で消費者市民社会という新しい概念がかなり押し出されていて、非常にそういう消費者市民社会を実現する、確立していくことに目指していくとすれば、一体、それを阻害している要因は何なのか。そして、そこを突破するためにはどういう具体的な政策が必要なのかというような辺りは、非常に興味を持っているところなんです。何かそちらの方で、この消費者市民社会に関する、更にそれを具体化し、一歩進める施策みたいな、具体案ではなくても結構ですけれども、こういうようなイメージで考えているみたいなことがあればお聞かせ願いたいと思います。

○松本部会長 どなたがお答えになりますか。

どうぞ。

○堀田大臣官房審議官 今度の白書は、確かにテーマとして消費者市民社会というものを書かせていただいておりますが、実はこの白書からではなくて、総合企画部会、アクションプランとか、あるいは消費者推進計画が閣議決定されて、その中でも消費者市民社会という言葉は登場しております。今度の白書は、できればその背景も含めて少し分析してみたいということでまとめたものでございまして、今後、新しく消費者基本計画を作っていく場合にどういう理念がいいのかどうかというのは、まさにこれからいろいろ御議論いただいて、消費者市民社会との関わりなどからいい方向性が示せればよいなと思っていますので、これからの議論として中身を固めていきたいと思っています。

○松本部会長 どうぞ。

○升田委員長 部会に検討委員会の報告を半年かかって行って、丁寧ではないのではないかと

おしかりをいただいておりますが、検討委員会の方では各委員の方にいろいろ多忙中、御出席いただいて、とにかくまとめる方向でいろいろ議論していて、そこはすっかり忘れていたと言うと誠に恐縮なのですが、今後はそういうことのないように、私の方でも気をつけたいと思っております。

2番目ですけれども、消費者基本計画の内容につきまして、実は検討委員会の方でも、先ほどからいろんな委員から御意見をいただいていますし、今日お配りしましたペーパーにもそこは触れてありますけれども、今後の課題ということで幾つかの重要な問題を指摘させていただいておりますので、その問題を見ますと、単に緊急問題とか消費者庁の設置・運営に関わる問題にとどまらない中期的な課題も含まれておりますので、そういった辺りも取り上げていただければと考えております。

○松本部部长 ほかにも御意見はございませんでしょうか。

川口参事官、どうぞ。

○川口内閣参事官 先ほどの御質問・御意見についての補足でございますが、内閣官房が中心になりましてまとめまして、消費者行政推進会議の御意見を踏まえて閣議決定をしました消費者行政推進基本計画、これは6月27日閣議決定でございますが、その中に「新組織の創設」、これは消費者庁のことで「新組織の創設は、転換期にある現在の行政の関係者が『公僕』としての自らの活動の意味を再考する重要なきっかけを作るものであるとともに、消費者の更なる意識改革をも促すものである。その意味でこの改革は『消費者市民社会』というべきものの構築に向けた画期的な第一歩として位置付けられるべきものである」というふうに、既に閣議決定の中に入っておりますので、そういう考え方の中で、その後、消費者庁の法案など骨格の立案を今まで進めてきたところでございますので、その肉付けのような議論に資するものということで『国民生活白書』が出ているのかなと理解しておりますが、それも参考に、この後、更なる御議論をいただければ、消費者庁創設に向けての重要な指針をいただけるものと理解をしております。

○松本部部长 事務局から御提案がありましたようなスケジュール、すなわち、この部会において今後の新しい基本計画の在り方について検討する。その中で、とりわけ、安全分野については検討委員会の方に個別課題も含めて御検討をお願いして、それを部会に報告していただいて、全体で議論をして、在り方の内容に盛り込んでいくという方向で御了承いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○松本部部长 それでは、そのような形で進めていただきたいと思いますので、升田委員長、また仕事が増えましたけれども、どうぞ、よろしく願いいたします。

○升田委員長 わかりました。各委員の方々とまた協議させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松本部部长 まだ本日は時間がございますので、消費者基本計画の中身に盛り込むべきアイデアとかテーマについて、何かお考えがございましたら、ここでお出しいただきたいと思います。

どうぞ。

○吉岡委員 何もないとあれなので、少し思いつきのような発言になりますけれども、先ほど西村

委員の方から、消費者教育の重要性が指摘されておりましたし、それから、消費者事故をどう予防し、救済していくかという観点での議論を今日されていく中で、やはり重要なのは情報なのではないかと思うんです。その情報を的確に子どもたちや大人たちに伝えていく。そして、それを伝えるためには、そういう情報をどう集約して発信していくかということにもなる。

そういう意味で、もし消費者庁ができるのであれば、その部局の中に情報局とでも呼ぶような、情報を専門に国民に発信していくような、何かそういうような工夫なり、組織なりがあったらいいなどと思っていまして、それが消費者教育と連動していろんなところに発信していくことにもなるのではないだろうかというような、少し思いつきですけども、そういうような、消費者教育といろいろあるんですが、それでは、それを具体的に何をどうするのがなかなか見えてこないところがあるので、そういうものにつなげてみたらどうかという思いがしております。

○松本部会長 どうぞ。

○川口内閣参事官 一元化準備室でございますが、資料2-1の中で、今の吉岡委員の御発言でございますが、消費者情報課というところを仮称で置くというふうに政府で意思決定をしておりますが、これは情報を集めるという一元化、集めるという集約という機能と、それから、先ほど来、いろんな委員からいただいております発信という機能と、両方、この消費者情報課に持たせようという考え方でございまして、消費者情報「局」には残念ながらまだ用意されていないわけでございますけれども、双方向ということでございます。

重大事故情報報告制度、消費生活用製品安全法の中で、一部、消費者庁が所管するとなったときの議論においても、やはり公表する。公表というのは、情報の一元的発信ということが言わば国民から見たら非常にわかりやすいということがございましたので、そういう背景も踏まえて移管したということがございます。ですから、情報の集約は勿論のこと、発信の方についても消費者情報課というところでしっかりやっていくというような構えを、一応、作ったところでございますので、御参考までに申し上げます。

○松本部会長 齋藤委員、どうぞ。

○齋藤（ひ）委員 消費者教育の面で、大人になってしまった方とか、そういう方はなかなか情報を出しても吸収してくれませぬので、やはり一番大切なのは、これから子どもにどういう教育をしていくか。そういう面で、学校教育の中でどう消費者教育を取り入れていってくれるかということを中心に検討していただきたいと思っております。

○松本部会長 恐らく、最初の5か年計画の構成とは少し違った柱立てで作った方がいいのではないかなというような感じの御発言、消費者教育とか情報とかという部分で少し一貫するような感じではないで立ててみるというようなアイデアがあるかなという気がいたします。

どうぞ。

○古田委員 消費者教育について話題が出ておりますけれども、消費者教育といった場合に、どちらかといいますと、何となく知識を持っていない人に教えてあげるといった啓蒙的なニュアンスになってしまうんですけども、リスクコミュニケーションもそうなんですけれども、本来はそういうものではなくて、消費者が自発的に議論をして、いろいろ社会のことを決定していく。そういう方

向に持っていかないといけないという感じがいたします。

特に安全の問題については、どこまでだったら社会は安全と認めてくれるのかとか、それから、その中で行政がどういう責任を果たすべきかとか、こういう問題については、専門家が集まって委員会の中だけで決めてしまうというような話ではなくて、立法府で徹底的に議論をしてコンセンサスをつくっていくのが、本来、消費者市民社会の姿ではないかと思うんですが、なかなか、そうはなっていない。

検討会でも、リスクコミュニケーションについて、課題には上がっておりますけれども、まだ余り議論していないところがございますが、非常に難しい問題ではあるんですけれども、どうしても、何でもお上がやってくれるとか、そういうような感じから脱するためには、コンセンサスづくりのメカニズムをどうやっていくかということについて、やはり、どこかで議論をしていかなければいけないのかな。非常に大きな問題ですけれども、そういうことも必要ではないかと思えます。

以上です。

○松本部会長 ありがとうございます。

間もなく野田大臣が御出席されるということでございますので、しばらく、ここでお待ちいただきたいと思えます。

(報道関係者入室)

(野田特命担当大臣入室)

○松本部会長 それでは、野田大臣が到着されましたので、まず大臣に御挨拶をいただきたいと存じます。

○野田特命担当大臣 改めまして、皆様、こんにちは。野田聖子でございます。

今日は消費者政策部会と消費者安全に関する検討委員会に、お忙しい中、委員の皆様方にはお出かけいただき、御議論いただきまして本当にありがとうございます。

私は昨年8月に担当大臣に任命いただいて以来、消費者の安全を脅かす事故・事案が、言うまでもなく、連日、この日本を覆いかぶさるような形になっていることを非常に危惧しており、残念な思いで、日々、仕事に取り組んでいるところです。その中で、福田政権の折から、消費者庁をつくらう、しっかり、そういうことに対して対峙していく力を持つとうということで、消費者庁をつくらせていただきたく、委員の皆様方にもいろいろ御指導をいただき、9月には消費者庁関連3法案というものを国会に提出させていただいたところでございます。

最近の状況を少し申し上げますと、残念ながら臨時国会では棚ざらしの状態継続審議ということになり、その後1月5日に通常国会が始まりまして、幸い、初日に関連3法案を審議する場である特別委員会の設置は決まったところでございます。委員長は船田委員長であります。ただ、今のところ、御承知のように、2次補正予算案が昨日ようやく成立し、そして、今日からがいよいよ来年度の予算の審議になりまして、そちらが優先されるが故に、なかなか、私はいつでも、夜でも、真夜中でも審議に立ち会いますということを申し上げているんですけれども、国対の方で審議の順序立てがあって、実質審議に入っていないところが非常に面映ゆいところであります。現在、麻生総理、そして、与党の方は、予算が成立次第、極めて重要な法案であるというふうにおっしゃって

いただいております、一日でも早く審議を始めていただき、そして、創設に向けて速やかにやっていたきたいという願いの下、全力を尽くして関係各位にお願いに回っているところでございます。

私の希望としては、年度内に速やかに、関連3法案を成立させていただきたい。消費者庁予算には93億円を計上するとともに、昨日通った2次補正の中には、消費者庁の創設に先立って地方が優先するであろうということで、かなり多く、255億円が計上されています。お金は付いたけれども実態がないみたいな馬鹿げたことにならないように、しっかりと委員の皆様方のお力をいただいて、国会の方を動かしていきたいということを、今、願っているところであります。

また、委員の皆様方におかれましては、それに先行して、消費者庁ができた暁に幾つかの柱になる、事故情報の一元化などにつきまして御議論いただいていることを承っております。形はできずけれども、やはりコンテンツがしっかりしなければ本当の意味での消費者庁にはなりませんので、是非とも、委員の皆様方の絶大なるお力をいただきまして、仏つくって魂入れずにならないようにお力添えをいただきたいということを心からお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○松本部部长 どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

○松本部部长 それでは、大臣にわざわざお越しいただきましたので、是非、委員の皆様と懇談の場を持ちたいと思います。どうぞ、思いのたけを述べていただきたいと思います。

水巻委員、どうぞ。

○水巻委員 先ほども発言したんですけれども、要するに消費者庁ができる前に何をやるのかということをお我々は、今、考える時期なんです。そうしないと、せっかくいい箱ができて、イメージが見えてこないんです。その辺が私は、先ほどの議論を聞いていて、官僚の皆さんというのは余り真剣に考えていないのではないかと。それが第1点です。

もう一つ、ほかの委員の方が言いましたように、やはり縦割行政を超えて、要するに企画なり、情報収集なり、それから、実行する。そういう姿勢を強く出さないかと、私はせっかく福田さんがああいう形でやろうと言われたときに、我々もそうだと思ったわけですから、それは是非やってほしいと思います。そうしないと、この先、私は、この道はかなり暗いのではないかと気がするんです。その辺を野田さんはどのようにお考えですか。

○野田特命担当大臣 気持ちは同じです。消費者庁という箱をつくっても、一番はやはり地方といいますか、全国的に、例えば消費者の窓口が充実していないなど、相談員のスキルアップをしないと意味がありません。多重債務などには大変お詳しいプロでも食品に関してはわからないというように偏りがありますから、ソフトの部分をしっかりさせる、消費者と直面するところが一番大事です。

ですから、2次補正で先に地方にお金を重点的に付けた理由は、周辺から集まってくる情報がしっかりと本体に届けられることによって、事故が未然に防げるとか、被害の拡大を抑えるとか、そういうことの積み重ね、信頼関係の積み重ねがやはり消費者庁の精神だと思います。どちらかといいますと、霞が関は組織とか予算とかの方へ、やらなければいけないことに走っていますが、でき

る限り、官僚の皆さんとはそこが一番大事なのではないかと言いつけているところでは。

ただ、まだまだ、私は少しそろそろ怖いところがございます、相談員も全国的には偏在しており、いるところはたくさんいて、東京都などは充実していますけれども、地方になりますと、らしき人がいないという状況です。そのため、今までの消費生活センターというものはどちらかというとボランティア的で、ですからそうそう期待も出来ませんでした。ただ、今後は国のお墨付きで、だから、消費者の期待はすごく大きくなる、高まると思います。その際に、大したことがないとか、問題解決できないという不満が逆に消費者が持ってしまうようなことになってはならないと一番気になっているところでは。

そのため、そこの充実に向けて、あと、P I O-N E Tなども、これまでは、私にしてみると記録帳みたいなものでありましたが、今後は記録帳にとどまらず、そこから活かしていく、ハイテクにしていかなければいけないことも少し意識改革をしていかなければいけないといけません。つまり、今まではどちらかといいますと、知る人ぞ知る消費生活相談員とか、知る人ぞ知る消費生活センターでしたが、これから私たちは消費者庁として全員に知らしめて、全員に期待していただきたいということにより、ハードルを自分たちで上げており、もっとこちらの意識を高めていかなければいけないと困難だと思っています。それは十分自覚しているところでは。

○松本部会長 どうぞ。

○原（ま）委員 佐賀県の消費生活センターで相談員をしています原と申します。

今回、初めて参加をさせていただきましたが、今、地方は基金の計画に向けて、走りながら考えるというよりも、考えなくても走っている状況です。ただ、私、個人的に平成 21 年度の基金の計画を出してやってみて、いろいろ問題点も見えてくるので、その次の年度ぐらいが正念場かなという気はしております。

それで、自治事務ということで、やはりなかなか人件費に使えない。人件費に使える臨時交付金を組み込んで基金をやっている都道府県もありますし、それでは、3年間でも、とにかく相談員さんを増やしましょうという市町村もあります。でも、例えば啓発講座、出前講座でも、国がやってくれる、県がやってくれるから、別に何もしなくてもいいという市町村も現実にありますので、今後、都道府県間、あるいは同じ県の中でも、レベル、担当者の意識とかによって消費者が受けることのできる恩恵は物すごく違ってくると思うんです。同じ国民でありながら、救える消費者と、そうではない消費者、情報を出せるところと、出してもらえないところがある。そこら辺のところを今後はすべてレベルアップするような方策が何か必要ではないかと思っております。

○野田特命担当大臣 まさにそのとおりで、都道府県には知事さんがいる訳ですが、全くレベルが違うんです。ですから、その下にいる市町村に至っては、熱心な知事さんのところだと多少の影響はありますが、全く消費者行政に関心のない知事さんになってしまったら、市町村などはそれこそやらない方がいいみたいになってしまっています。地方分権の怖さはそこにあって、やはり選ばれた知事さんがどれだけ熱心かすごい差があります。

知事会に行っても、すごく熱心な知事とそうでない知事がおります。私は知事会の方に、知事さんに、消費者庁ができるに当たって、主役は地方なんですから、しっかり勉強してくださいという

要請はしています。知事会の中に、そういう専門チームもつくってもらわなければいけないんです。わかっている知事さんがほかの知事さんを啓蒙してくれないと、これは大変なことになります。

また、市町村で不遜な話を聞いたのですが、看板を付ければお金がもらえるらしいと言っている町長がいると聞きました。それは違うということで、総務省の方に向け合い、財政のお金をこう使いなさい、ああ使いなさいという話をする総務省の会議がありますので、そこに割り込ませてもらい、消費者行政という新しい概念をしっかりと、地方の財政を担当する人たちが持つてもらうように、これはもうやったんですか。

○川辺消費者企画課長 やりました。

○野田特命担当大臣 本当にそういう意味では、私も地方のトップの人たちがこの意識をしっかりと持つてもらわないと、せっかくつくっても自治事務は格差が出やすいんです。ですから、消費者行政は基本的に一律になるように努力しなければならず、消費者庁を創設したことによって、逆にそういうことも活動しやすく、今まではそういうことをするところがなかったわけですから、そういう格差をなくしていくためにも、作ることは必須だと思います。

○松本部会長 ほかに御意見はございませんか。もうお一方ぐらい可能かと思います。

どうぞ。

○齋藤（憲）委員 こういう新しい制度、仕組みを作るときに、毎年、去年はこうでした、この点は改善しよう、これは悪かったからやめようなどと振り返り、一年一年、充実していることを実感できるようなやり方にしていれば、と思います。

○野田特命担当大臣 おっしゃるとおり、1億数千万人の消費者のパートナーになるには消費者庁は、非常に規模も、また、予算も小さいんです。ですから、やはり最初から100%はとても無理ですけれども、その試行錯誤の中で順番に成熟していくように努めていきたいと思っています。

○松本部会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほぼ予定の時間になりましたので、本日の議事はこれで終了いたしたいと思います。

どうも、野田大臣、ありがとうございました。

○野田特命担当大臣 ありがとうございました。

○松本部会長 次回の日程等について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○川辺消費者企画課長 次回の消費者政策部会については、日程等が決まり次第、追って事務局より連絡させていただきます。

○松本部会長 それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。本日はどうも御出席いただきまして、ありがとうございました。

○野田特命担当大臣 ありがとうございました。よろしく申し上げます。